

## 前年度実績による基本報酬等一覧表

### 【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】

- ・ 「特定事業所加算(※)」

### 【療養介護】

- ・ 「人員配置区分」

### 【生活介護】

- ・ 「人員配置区分」、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」、「就労移行支援体制加算」、「重度障害者支援加算」「短時間利用減算」

### 【施設入所支援】

- ・ 「夜勤職員配置体制加算」、「重度障害者支援加算」、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「地域生活移行個別支援特別加算(I)」、「高次脳機能障害者支援体制加算」、「地域移行支援体制加算」

### 【自立訓練(機能訓練)】

- ・ 「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「社会生活支援特別加算」、「就労移行支援体制加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」

### 【自立訓練(生活訓練)】

- ・ 「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「社会生活支援特別加算」、「就労移行支援体制加算」、「地域移行支援体制強化加算」、「通勤生活者支援加算」、「地域生活移行個別支援特別加算」、「夜間支援等体制加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」

### 【就労選択支援】

- ・ 「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」

### 【就労移行支援】

- ・ 「就労定着区分(※)」、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「移行準備支援体制加算」、「社会生活支援特別加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」

### 【就労継続支援A型】

- ・ 「人員配置区分」、「基本報酬(スコア)(※)」、「自己評価未公表減算(※)」、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「重度障害者支援体制加算」、「賃金向上達成指導員配置加算」、「社会生活支援特別加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」
- ・ 基本報酬(スコア)に関しては、必ず国通知「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」をご確認の上、届出を行ってください。

### 【就労継続支援B型】

- ・ 「人員配置区分」、「平均工賃月額区分(※)」、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「重度障害者支援体制加算」、「就労移行支援体制加算」、「目標工賃達成指導員配置加算」、「社会生活支援特別加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」、「目標工賃達成加算」

### 【就労定着支援】

- ・ 「就労定着率区分(※)」、「就労定着実績体制加算」

### 【共同生活援助】

- ・ 「人員配置体制加算」、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」、「看護職員配置加算」、「夜間支援等体制加算(I)～(VI)」、「夜勤職員加配加算」、「重度障害者支援加算」、「地域生活移行個別支援特別加算」、「通勤生活者支援加算」、「高次脳機能障害者支援体制加算」

**【児童発達支援】**

- ・ 「未就学児等支援区分(※)」、「看護職員配置加算」

**【放課後等デイサービス】**

- ・ 「看護職員加配加算」

**【福祉型障害児入所施設】**

- ・ 看護職員配置加算

**【一般相談支援(地域移行支援)】**

- ・ 地域移行支援サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)

**【留意事項】**

- ※ 「**特定事業所加算**」について、「重度障害者対応要件」が要件となっていない区分(特定事業所加算Ⅱ・Ⅲ)は該当しない。
- ※ 「**就労定着率区分**」について、区分に変更がない場合についても、当該区分を算定する根拠となる資料を添付してください。なお、年度途中で新規の指定を受けた事業所は、支援の提供を開始してから当該年度、翌年度、及び翌々年度は「経過措置対象」のため該当しない(ただし、2年目においては指定を受けた日から1年間又は24月の実績に応じて算定可能)。
- ※ 「**基本報酬(スコア)**」について、毎年4月に届け出ることが義務付けられているため、必ず提出すること。なお、年度途中で新規の指定を受けた事業所は、当該年度及び翌年度は、「経過措置対象」のため該当しない。
- ※ 「**自己評価未公表減算**」について、年度途中で新規の指定を受けた事業所は、当該年度及び翌年度は、「経過措置対象」のため該当しない。
- ※ 「**就労定着率区分**」について、年度途中で新規の指定を受けた事業所は、指定を受けた日から1年間の就労定着率は、推定値(推定時の定着率)とする。
- ※ 「**未就学児等支援区分**」について、年度途中で新規の指定を受けた事業所は、当該年度(11月1日以降)は、「経過措置対象」のため該当しない(ただし、指定を受けてから3月以上12月未満の間は指定後3か月間の実績に応じて算定可能)。
- ※ 「**自己評価等未公表減算**」について、年度途中で新規の指定を受けた事業所は、指定後、1年未満の場合は該当しない(ただし、指定後1年以上経過する事業所は、全事業所該当する)。